

北海道立道民活動センター指定管理者候補者決定基準

I 申請資格等(申請の形式的要件)審査

(1) 申請資格

申請日において、次に掲げる申請資格を有しないものは、失格とします。
なお、確認基準日は、当該申請のあった日とします。

申請者は、申請日において道内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体であること。(団体を構成員とする連合体(以下「コンソーシアム」という。)にあっては、全ての構成員が、道内に事務所又は事業所を有すること。)
また、道から道立施設の管理を目的として申請者の基本財産又は資本金等に出資又は出捐を受けていないこと。

(2) 欠格事項

次に掲げる欠格事項(北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成16年北海道規則第125号。以下「指定手續条例施行規則」という。)第5条各号に定めるものをいう。以下同じ。)に該当するものは、欠格とします。

なお、確認基準日は、申請期間終了後、選定委員会において申請資格等審査(申請の形式的な資格要件に関する審査)を行う日とします。

<指定手續条例施行規則第5条>

第1号 当該団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から4年を経過しない団体
第2号 当該団体の役員(法人でない団体にあっては、当該団体の代表者)のうち次のいずれかに該当する者がある団体
ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
イ 破産者で復権を得ないもの
ウ 道における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
第3号 破産手續開始の決定を受けた法人又は清算法人
第4号 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人
ア 道の知事
イ 道議会の議員

(3) 暴力団関係者の排除

申請者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの、又は同法第2条第6号の暴力団員(以下「暴力団等」という。)に該当することなどが判明したときは、必須項目審査における法令遵守能力等の審査項目を満たさないものとして、選定対象外とします。

(4) 負担金限度額

道が、指定期間における本センターの指定管理業務に係る費用を負担するために、指定管理者に支払う負担金は、総額で11億8,526万5,000円を限度とします。申請書に

添付する収支計画書において、道が支払う負担金収入の総額が記載されていない場合、又は上記の額を超えている場合は、失格とします。

(5) その他の形式的要件

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 申請者が本センターについて複数の申請をしている場合

① 単独で申請した団体が、他のコンソーシアムの構成団体として申請した場合

② コンソーシアムとして申請した構成団体が、単独で、又は他のコンソーシアムの構成員として申請した場合

イ 申請書類が、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合

① 本公募要項に定める申請期間、提出先及び提出方法に適合していないもの

② 記載事項に不備があるもの

a 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していないもの

b 記載すべき事項の一部が記載されていないもの

c 虚偽の内容が記載されていることが判明したもの

II 選定基準及び審査項目

(1) 選定基準

ア 最適な候補者の選定は、次に掲げる選定基準（北海道公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号。以下「指定手続条例」という。）第4条第1号から第4号までに規定するもの及び同条第5号の規定に基づき選定委員会の審議を経て定めるものをいう。以下同じ。）に基づき、総合的な審査を実施して決定します。

<指定手続条例第4条>

第1号 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。

第2号 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。

第3号 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。

第4号 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

第5号 前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準

イ 本センターの性質又は目的に応じて定める基準

指定手続条例第4条第5号の規定に基づき、本センターの性質又は目的に応じて定める選定基準は、次のとおりです。

- ① 管理の目標を達成するための具体的かつ効果的な方策が提案されていること。
- ② 複合施設としての特性を生かした施設づくりが期待できること。
- ③ 指定期間を踏まえた施設の管理運営についての検討が行われていること。
- ④ 危機管理体制が確立されており、緊急時における迅速、適切な対応が期待できること。

(2) 審査項目

指定手続条例施行規則第4条の規定に基づき、選定基準ごとに定める具体的な審査の項目（以下「審査項目」という。）は、Ⅲの(2)の必須項目審査及びⅢの(3)の加点項目審査の2種類とします。

III 審査及び選定の方法

(1) 申請資格等審査

表1に掲げる申請資格等審査項目に掲げる要件を満たしているかどうかについて審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、失格とします。

(2) 必須項目審査

申請の形式上の要件に適合していると判断した申請者を対象として、申請書類の内容が、選定基準の適合状況を審査するに必要なかつ十分な記載があること及び選定基準に適合しているか否かについて、表2に示す必須審査項目ごとに審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、選定対象外とします。

また、申請者が、暴力団等に該当することなどが判明したときも、必須項目審査における法令遵守能力等の審査項目を満たさないものとして、選定対象外とします。

(3) 加点項目審査

ア 審査項目・得点化

申請書類に記載された内容について、表3に示す加点審査項目ごとに、イに示す評価方法に従って審査し、同表に示す配点に応じて得点化します。

なお、加点項目審査における審査項目及び配点については、道が本事業に応募する申請団体の創意工夫の発揮を期待する度合いを勘案して設定しています。

イ 評価方法

申請書類に記載された内容について、可能な限り客観的に評価するため、各審査項目について、別記「北海道立道民活動センター加点審査項目に係る評価の主な視点」を基に審査し、表4に示す評価方法により得点を付与します。

なお、得点化の際に生じた端数については、小数点以下第三位を四捨五入し、小数点第2位までを有効数値とします。

(4) 最適な候補者の選定

ア 加点項目審査の結果に基づき、選定対象とされた申請者の順位付けを行います。

イ 各委員の評価点を合算した総合評価点において、最高得点をつけた委員数が最も多い申請団体を第一位の団体とします。

ここで、最高得点をつけた委員数が同数の場合は、合計得点が最も高い申請団体を第一位とします。

さらに、合計得点が同数の場合は、加点項目審査における価格点の得点が最も高い申請団体を第一位とします。

最後に、価格点の得点が同数の場合は、抽選により第一位の団体を決定します。

ウ 当該団体を、選定委員会として指定管理者の候補者として最適と認める団体とし

て決定し、知事に報告します。
 エ 知事は、選定委員会からの報告を踏まえて最適な候補者を選定します。

【表1】申請資格等審査項目

申請資格等審査項目			
① 申請資格を有していること。 ② 欠格事項に該当していないこと。 ③ 複数の申請をしていないこと。 ④ 収支計画書に記載された負担金の総額が、公募要項に記載した上限額以下であること。 ⑤ 申請書類が申請期間内に持参又は郵送により所定の提出先に提出されていること。 ⑥ 申請書の記載事項に不備がないこと。 ⑦ 申請書に必要な書類が添付されていること。			
			※注1
申請資格		単体	コンソーシアム
説明			構成員
1	団体であること。	法人であるかどうかは問わない。	○ ○
2	北海道内に事務所又は事業所を有すること。	本店や主たる営業所に限定しない。	○ ○
3	道から道立施設の管理を目的として申請者の基本財産又は資本金等に出資又は出捐を受けていないこと。		○ ○
欠格事項		単体	コンソーシアム
			構成員
1	団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体		○ ○
2	団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体 ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者 イ 破産者で復権を得ない者 ウ 道における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者		○ ○
3	破産宣告を受けた法人又は精算法人		○ ○
4	次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人 ア 道の知事 イ 道議会の議員		○ ○

※注1 申請書類の補正等を求める場合は、申請期間内に、期間を定めて行う。

【表2】必須項目審査に係る審査項目

選 定 基 準	必 須 審 査 項 目	適 合 状 況
1 正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。	【平等利用の確保】 ① 利用の承認及び利用料金の額その他の利用条件が、住民の利用を不当に拒否し、又は制限するものでないこと。	
2 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	【法令等の遵守】 ① 設置条例等の趣旨及び規定に違反していないこと。 【要求水準の充足】 ② 要求水準を満たしていること。 ③ 利用者数等の見込みが、管理の目標に定める水準を満たしていること。 【安全確保等】 ④ 駐車場を含む施設全体に関する事故防止策を定めていること。	
3 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。	【維持管理業務実施体制の確立】 ① 責任と役割の分担、消防、警察、病院など関係機関との緊急時の連絡体制を整備していること。 ② 要求水準に定める管理に必要な人員数を満たしていること。 【資産及び財務の状況】 ③ 過去1年間に著しい資産の減少又は収支の悪化が認められないこと。 ④ 道税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。 【法令遵守能力等】 ⑤ 団体の目的等が、公序良俗に反しないものであること。 ⑥ 道税、消費税及び地方消費税の滞納、未納がないこと。 ⑦ 役員(法人でない団体にあつては、代表者)に禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終えていないものがないこと。 ⑧ 暴力団等に該当しないこと。	注)参照
4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	【収支計画の妥当性】 事業計画と収支計画が整合していること。	

※申請書類で確認できない事項については、ヒアリング等を実施して確認する。

注)代表者(団体)からの誓約書等により確認する。

【表3】 加点項目審査に係る審査項目及び配点

	加 点 審 査 項 目	配 点
条 例 第 四 条 関 係 (一 号 か ら 四 号) 四 条 関 係 (五 号) 合 計	1 正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること 及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。 ① 施設の平等利用に関する運営の方針、障がい者、高齢者等が平等に利用できる環境の整備に関する具体的な方法が提案されていること。 ② 設置目的に沿った優先取扱いが行われることとなっていること。 ③ 優先取扱いを行う範囲が適切なものとなっていること。 ④ 利用承認や利用料金の設定に不当な利用拒否又は不平等な取扱いが行われるおそれがないこと。 ⑤ 優先取扱いに当たっては、他の一般利用者に対する適切な配慮が行われていること。	(10点)
	2 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 ① 公募要項に記載する各種の業務を実施するに当たっての総合的な考え方が、効果的かつ効率的なものであること。 ② 業務計画において、維持管理業務の遂行に当たっての考え方、経費の積算や見込み等が明確かつ適切なものであること。 ③ 管理運営の基本方針を踏まえた運営方策が、公の施設の目的、関係法令と適合性が図られており、安全で確実な維持管理が期待できること。 ④ 利用者の利便性向上のための具体的な取組(フリースペースの有効活用を含む)が行われていること。 ⑤ 質の高いサービスの提供が期待できること。 ⑥ 利用者ニーズの把握と対応が適切であること。 ⑦ 利用促進を図るための利用料金の柔軟な設定が図られていること。 ⑧ 自主事業の実施に対する考え方と事業内容が適切であること。	(20点)
	3 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。 ① 業務処理を安定して行うための能力を有していること。 ② 直接、間接を問わず、類似施設の管理運営実績が複数年あり、業務の経験を生かすことが期待できること。 ③ スタッフ配置体制及びスタッフ教育、訓練が充実していること。 ④ 経営基盤が安定していること。 ⑤ ホール、会議室等の利用施設の適切な運営が期待できること。	(20点)
	4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。 ① 道が支払う負担金の総額が安価であること。 ② 経費の具体的な縮減方策の内容が適切であること。 ③ 各種費用の積算内容が適切であること。 ④ 収支計画の内容が適切であること。 ⑤ 施設設備の維持管理に関する考え方が適切であること。 ⑥ 経営資金が確保されていること。	(40点) (うち20点) (うち20点)
5 施設の性質又は目的に応じた加点要素 ① 管理の目標を達成するための具体的かつ効果的な方策が提案されていること。 ② 複合施設としての特性を生かした施設づくりが期待できること。 ③ 指定期間を踏まえた施設の管理運営についての検討が行われていること。 ④ 危機管理体制が確立されており、緊急時における迅速、適切な対応が期待できること。	(10点)	
	合 計	(100点)

【表4】 評価方法

定性的評価項目に対する五段階評価	加点項目審査に係る提案内容評価の判断基準		評価レベル	評点
	○ 当該評価項目の趣旨・ねらいについて十分な理解・認識があり、提案内容が非常に優れている。		A	1.00
	○ 当該評価項目の趣旨・ねらいについて十分な理解・認識があり、提案内容が優れている。		B	0.75
	○ 当該評価項目の趣旨・ねらいについて十分な理解・認識があり、提案内容が標準的である。		C	0.50
	○ 当該評価項目の趣旨・ねらいについて十分な理解・認識があり、提案内容がやや劣っている。		D	0.25
	○ 当該評価項目の趣旨・ねらいについて十分な理解・認識が認められず、提案内容が劣っている。(加点水準に達していない)		E	0.00
<p>※1 評価に当たっては、各加点審査項目ごとの判断基準に基づき、評価レベルを判定する。</p> <p>※2 当該評価レベルに応じ、評点化する。</p> <p>※3 評点を合計し、項目数で除し、当該項目に係る配点数を乗じて評価点を付与する。</p> <p><算出例> 項目数:5 配点:15点 A:1項目(1×1→1) B:2項目(2×0.75→1.5) C:2項目(2×0.50→1) 評点:3.5 評価点 3.5(評点)÷5(項目数)×15(配点)→10.5点</p>				
道が支払う負担金の額に対する評価	<p>○ 加点審査項目4の「①道が支払う負担金の総額が安価であること。」の評点化は、次により算出する。</p> <p>※1 申請書に記載された、指定期間中に道が支払う負担金の総額が、上限額の範囲内で最低額の者に満点を付与する。</p> <p>※2 他の申請者の評点は、以下の「最低入札価格除算方式」により算出する。</p> <p><算出例> 配点が20点の場合 申請者A :道が支払う負担金の総額 50,000千円(最低価格) 評点→20点 申請者B :道が支払う負担金の総額 100,000千円 評点→20点×50,000千円÷100,000千円 =10点(小数点以下第3位四捨五入)</p>			

(注) 審査項目毎に生じた端数については、小数点以下第3位を四捨五入する。

<参考>

